

あなたの自慢の
こだわりの品を
出ませんか？



えたじまブランド 大募集!!

「えたじまブランド」認定制度とは…

江田島の特産品で特に優れたものを「えたじまブランド」として認定し、全国に向けてPRすることで、知名度をより高めその消費拡大を図るとともに、江田島のイメージを向上させ、地域経済の活性化及び誘客の促進を図ることを目的とする制度です。

平成26年

募集
期間

12月1日(月)~1月16日(金) 必着

平成27年

認定対象



農産物・水産物

農産物・水産物などの一次産品と加工品に限ります。
※飲食店等において提供される料理は対象外とします。



工芸品等

生産過程の一部又は全部が手工業的であるものとします。ただし、すべて機械生産による製品であっても、工芸品に類するような優れた芸術的意匠と技巧により製造されたものは対象とします。

申請要件

申請をする産品は、次に掲げる要件のいずれにも適合している必要があります。

- ①原則として江田島市内に住所(法人その他団体にあっては主たる事務所の所在地)を有している事業者により、江田島市内において、年間の生産高のおおむね2分の1以上が生産され、又は生産過程のうちおおむね2分の1以上の部分又は重要な部分が行われていること。ただし、上記に該当しない場合であっても、江田島の地域経済活性化と観光振興の観点から、「えたじまブランド」として認定することが適当と判断する場合があります。詳しくは、事務局(江田島市商工会)まで御相談ください。
- ②この認定を受けるために特別に生産されたものでないこと。
- ③他人の知的財産権を侵害していないこと。

認定基準

基本理念に合致した上で、さらに①~⑦の認定要件のいずれかに一つに該当する特に優れた産品を「えたじまブランド」として認定します。

〈基本理念〉

素材、製法・技法、品質又はデザインへのこだわりがあり、他産地又は類似商品と比較して優位性がある。

〈認定要件〉

- ①地域性:江田島にちなんだ歴史、伝統、文化的背景又は物語性がある。
- ②技術性:高い技術、伝統的な技術又は先進的な技術を用いている。
- ③独自性:容易に模倣できない製法・技法又は他にはない商品特長がある。
- ④信頼性:常に一定の品質を有する商品が供給されており、安心して購入できる。
- ⑤特産性:生産量が多く、江田島の特産品としてある程度認知されている。
- ⑥希少性:市場に供給される量、時期又は場所が限定されており、希少価値がある。
- ⑦将来性:ブランド化に対する継続した意志があり、長期的な事業計画を策定している。

認定されたら

- ①江田島市及び江田島市商工会が、市の広報紙、市及び商工会並びに観光協会・JA等のホームページへの掲載などにより、広く情報を発信します。
- ②認定産品について、「えたじまブランド」の名称及びロゴマークを使用することができますので、事業者の御負担ではありますが、製品パッケージへのプリント、ロゴマークシールの貼付、売場への卓上幟旗の掲出など積極的に御活用ください。
- ③江田島市と事業者が一体となり、あらゆる機会を捉えて「えたじまブランド」を全国にPR・販売促進活動を行いますので、積極的に御活用ください。
- ④経営、技術の両面で、公益財団法人ひろしま産業振興機構及び広島県商工会連合会等が実施する専門家の指導、相談を無料で受けることができます。ただし、業種や地域などにより、御希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- ⑤「えたじまブランド」のPRについて認定事業者と江田島市及び江田島市商工会で協議する場に御参加ください。

申請品数

申請できる特産品は、一事業者に付き3産品までとします。

認定について

「えたじまブランド」の認定は、事業者からの申請を受け、その申請に係る産品が申請要件を満たしているか審査するとともに、有識者で構成する江田島特産品等ブランド化推進審議会の意見を聴きながら、認定基準に適合する特に優れた産品であるかを審査し、江田島市地域ブランド推進協議会長(以下、「協議会長」という。)が認定します。なお、審査に当たっては、申請者からの意見聴取や事業所等の現地調査等を行う場合があります。認定の有効期限は、認定された日から3年を経過した日の属する年度の末日までです。有効期限が満了する場合において、引き続き認定を受けようとする場合は、再申請が必要となります。

応募方法

所定の様式(江田島市及び江田島市商工会のホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、**募集期間内(平成27年1月16日(金)必着)**までに、(江田島市商工会)へ書面並びに、申請書及び申請された産品の写真のデータを入力した電子媒体(CD、USBメモリ等)を送付又は御持参ください。

【受付窓口】〒737-2121 江田島市江田島町小用2-17-1
江田島市商工会(月曜日~金曜日8:30~17:15)

【提出資料】「えたじまブランド」認定申請書

様式は江田島市及び江田島市商工会のホームページからダウンロードしてください。ホームページ→「えたじまブランド」を御覧ください。

- ◎申請された産品の写真(電子媒体のみの提出可)
- ◎認定基準に適合する旨を説明する書類(パンフレットなど商品特長が分かるもの)
- ◎《食品の場合》

- ①申請品の製造所を所管する保健所が発行した、申請品を製造する施設の衛生状態の採点証明(平成25年(2013年)8月以降のもの)(期限までに提出できないときは、提出可能見込時期を連絡してください)
- ②食品表示内容に問題ないか保健所窓口での確認結果(様式はありませんので、表示についての保健所の確認結果と、要改善事項などコメントがあればその内容と対応方針について、申請者において記載したものを提出してください。保健所が表示確認について対応できない場合は、その旨を記載してください。)

注意事項

- ★提出いただいた認定申請書に記入されている内容を基に審査しますので、「1 申請産品の概要」、「2 認定基準への適合性」については詳しく御記入ください。
- ★審査に当たって、原則として、申請サンプルを提出していただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡いたします。
- ★応募書類及び申請サンプルは返却いたしません。ただし、工芸品等の申請サンプルは返却いたします。
- ★応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

詳しくは、HPをご覧ください。

えたじまブランド

検索

<http://etajima-brand.com>



お問合せ先
受付窓口

江田島市地域ブランド推進協議会

事務局 江田島市商工会 〒737-2121 広島県江田島市江田島町小用2-17-1

応募用メール oubo1@etajima-brand.com

TEL. (0823) 42-0168 FAX. (0823) 42-2853